

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	令和7年度非課税世帯等エアコン購入費助成金(R6補正予算財源分)	<p>物価高騰対応として以下のことを実施</p> <p>①物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、経済的な理由により自宅に家庭用エアコンを設置していない世帯等に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用の一部を助成することで、熱中症等による健康被害の予防を図る。</p> <p>②エアコン購入費助成金及び事務費</p> <p>③1世帯1台に限り税込み10万円を上限として、購入費、設置費を支給。他市事例を参考に、本市では最大300世帯の申請があるものとして、助成金（エアコン購入費助成）として30,000千円。（税込み10万円×300世帯）</p> <p>会計年度任用職員報酬手当等735千円、役務費（郵便料、振込手数料）1,495千円、委託料（給付支援業務委託）8,584千円、その他消耗品等事務費分や訪問にかかる自転車借上、旅費、本事業における超過勤務等別途かかると思われるものを合わせ、事務費分として15,570千円。当初見込んでいた件数よりも多く申請があったため、助成金を60,000千円分追加(うち29,000千円にR6補正分を充当。残りの31,000千円にR7予備費を充当。)</p> <p>④世帯全員の令和6年度の住民税が非課税または均等割のみ課税である世帯もしくは多摩市で生活保護または中国残留邦人等支援給付を受給している世帯で、以下のいずれかが該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅に家庭用エアコンを設置していない</li> <li>・現に経年劣化等の故障により使用できるエアコンが1台もない</li> <li>・製造年から起算して15年以上経過したエアコンのみを使用している</li> </ul>	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業補助金	<p>物価高騰対応として以下のことを実施</p> <p>①原油価格や物価の高騰により、保育所等の運営経費が増大しており、安定的な運営体制を維持していくために光熱費及び燃料費（ガソリン代）の高騰分を給付する。また、食料費の物価高騰等に直面する市内保育施設等に対し、利用者からの給食費徴収額の現状維持や将来的な値上げの抑制を目的として、物価高騰分を給付する。なお、教職員の給食費は含まれていない。</p> <p>②光熱費、燃料費、食材料費</p> <p>③食材料費：物価高騰分1月670円/児童1人当たり×令和6年度（実績）在籍児童数の中央値3,351人×12ヵ月=26,942,040円</p> <p>光熱費：（令和6年度交付確定額）11,374,580円×107%×12/12ヶ月=12,170,800円</p> <p>燃料費：（令和6年度補助単価）17円×ガソリン給油量の平均値265ℓ×12ヶ月=54,060円</p> <p>※都補助の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金34,733千円は対象外経費とする。</p> <p>26,943千円+12,171千円+55千円=34,733千円=4,436千円に充当</p> <p>④市内保育所等（公立は除く）</p>	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	幼稚園等における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業	<p>物価高騰対応として以下のことを実施</p> <p>①原油価格や物価の高騰により、幼稚園等の運営経費が増大しており、安定的な運営体制を維持していくために光熱費及び燃料費（ガソリン代）の高騰分を給付する。また、食料費の物価高騰等に直面する市内幼稚園等に対し、利用者からの給食費徴収額の現状維持や将来的な値上げの抑制を目的として、物価高騰分を給付する。なお、教職員の給食費は含まれていない。</p> <p>②光熱費、燃料費、食材料費</p> <p>③食材料費：物価高騰分1月670円/児童1人当たり×令和6年度（実績）在籍児童数の中央値1,308人×12ヵ月=10,516,320円</p> <p>光熱費：（令和6年度交付確定額）2,469,070円×107%×12/12ヶ月=2,641,905円</p> <p>燃料費：（令和6年度補助単価）17円×ガソリン給油量の月平均値6,068ℓ×12ヶ月=1,237,872円</p> <p>10,517千円+2,642千円+1,238千円=14,397千円に充当</p> <p>④市内幼稚園等</p>	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学童クラブにおける原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業	<p>物価高騰対応として以下のことを実施</p> <p>①食料費等の物価高騰等に直面する学童クラブ実施事業者に対し、学童クラブ運営業務委託料のうち、賄い材料費相当分について、物価高騰により、今後想定される材料費高騰分を増額することにより利用者負担額の値上げを行わないようにする。</p> <p>②③学童クラブ運営業務委託料（賄い材料費高騰分）2,164千円（1人あたりの賄い材料費月額額の10%を上乘せ(2,000円×10%)×10,819人（R7.4月から9月実績））</p> <p>④学童クラブに通う子育て世帯（教職員は除く）</p>	R7.4	R7.9
5	①中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進（公共調達）	<p>物価高騰対応として以下のことを実施</p> <p>①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。</p> <p>②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分（当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求める）</p> <p>③価格転嫁分に相当する金額148,114千円を充当</p> <p>工事（変更契約）8件、役務（変更契約、その他）10件</p> <p>※C欄には、補助対象外経費として、対象契約のうち価格転嫁分に相当しない額を計上</p> <p>④物価高騰の影響を受ける中小企業</p>	R7.4	R8.3

6	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	令和7年度非課税世帯等エアコン購入費助成金（R7予算財源分）	<p>【No.1事業のうち、R7予備費分】</p> <p>物価高騰対応として以下のことを実施</p> <p>①物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、経済的な理由により自宅に家庭用エアコンを設置していない世帯等に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用の一部を助成することで、熱中症等による健康被害の予防を図る。</p> <p>②エアコン購入費助成金</p> <p>③1世帯1台に限り税込み10万円を上限として、購入費、設置費を支給。他市事例を参考に、当市では最大300世帯の申請があるものとして、助成金（エアコン購入費助成）として30,000千円。（税込み10万円×300世帯）</p> <p>当初見込んでいた件数よりも多く申請があったため、助成金を60,000千円分追加（うち29,000千円にR6補正分を充当。残りの31,000千円にR7予備費を充当。）</p> <p>④世帯全員の令和6年度の住民税が非課税または均等割のみ課税である世帯もしくは多摩市で生活保護または中国残留邦人等支援給付を受給している世帯で、以下のいずれか該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅に家庭用エアコンを設置していない</li> <li>・現に経年劣化等の故障により使用できるエアコンが1台もない</li> <li>・製造年から起算して15年以上経過したエアコンのみを使用している</li> </ul>	R7.4	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	多摩市物価高騰対策書店利用券配布事業	<p>物価高騰対応として以下のことを実施</p> <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世代の家計を支援し、物価高騰下においても子ども達の学習や読書活動を推進するため、市内の小中学生及び令和8年度小学校入学児童を対象に、市内書店で書籍等を購入できる書店利用券5千円分を配布する。</p> <p>②委託料（書店利用券作成等業務委託料1,714千円、書店利用券取扱業務委託料55,500千円）、郵送料（4,325千円）</p> <p>1,714千円+55,500千円+4,325千円=61,539千円を充当</p> <p>③書店利用券作成等業務委託料：1,559,015円×1.1、書店利用券取扱業務委託料：1人当たり5,000円×11,100人（令和8年度新入学予定者数1,000人+小学生6,500人+中学生3,500人+転入者等100人）、郵送料4,325千円（378円×11,142通=4,211千円 + 随時郵送460×32人=14千円）</p> <p>今後郵送予定：通知文書 96円×450通=43千円+</p> <p>随時郵送想定：簡易書留 460円×126通=57千円）</p> <p>④市内在住の小中学生・中学生及び令和8年度小学校入学予定者</p>	R7.10	R8.3
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険事業等物価高騰等対策支援給付金	<p>物価高騰対応として以下のことを実施</p> <p>①原油価格や物価の高騰により、高齢者へのサービス提供を行う事業所に係る運営経費の増大が生じている状況を受け、市内の地域密着型サービス事業所が安定してサービスを提供できるよう事業所の運営を支援することを目的とし、支援金を支給する。</p> <p>②事業所への給付金</p> <p>③地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 4,600,000円（@230,000円×20事業所）、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 9,750,000円（@650,000円×15事業所）</p> <p>4,600,000円+9,750,000円=14,350千円を充当</p> <p>④市内の地域密着型サービス事業者</p>	R7.10	R8.3
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	ギフトカード配布事業	<p>生活者に対する食料品の支援を含め、物価高騰対応として、ギフトカード5,000円分を全市民へ配布する。</p> <p>（12月1日時点の登録者数148,229人、世帯数76,700世帯）</p> <p>ギフトカード調達：149,000人×5,000円=745,000,000円</p> <p>発送：77,500×460円=35,650,000円</p> <p>コールセンター・封入封緘等関係経費一式：64,350,000円</p> <p>なお、上記経費のうち翌年度に繰越金額が発生する可能性はある。</p>	R8.2	R8.3
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	キャッシュレス決済ポイント還元事業	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける消費者や事業者支援対策として、キャッシュレス決済ポイント還元事業を行い消費喚起を図る</p> <p>②キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託料</p> <p>③業務委託料210,000千円（キャンペーン期間：2週間、還元率20%、還元額上限1,500円/1回・15,000円/1人）</p> <p>④市内店舗、市内で買い物をした消費者</p> <p>なお、上記経費のうち翌年度に繰越金額が発生する可能性はある。</p>	R8.3	R8.3
11	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	勤労者福祉対策事業	<p>①市内中・小規模事業所で働く、事業主と従業員の勤労者福祉事業を展開している勤労者市民共済会の会費を、資金繰りが厳しい事業者支援及び従業員の就業環境維持のため補助する。</p> <p>②③勤労者市民共済事業費補助金（@500円×12月×1,700人）10,200千円。補助金は勤労者市民共済会へ支給する。</p> <p>④勤労者市民共済会加入者</p> <p>なお、上記経費のうち翌年度に繰越金額が発生する可能性はある。</p>	R8.3	R8.3